

清政

せい せい

59

御製
タマムのせうる田にア穂アたゞ
翁の根本ニ鎌をあてガス。



心にかなわぬもの

神道政治連盟京都府本部

副本部長 吉田 武雄



先ずは平素より当府本部の活動に多大なるご理解とご協力を頂戴致しております事に、心よりお礼申し上げます。

さて此度の安全保障関連法制の成立による集団的自衛権の行使容認が、憲法改正という遠大な目標にとつて極めて小さな布石に過ぎない事は言うまでもありません。

過日拝聴した同志社大学村田晃嗣学長による「日本の安全保障」と題された短いスピーチの中で、『グローバル・コモンズ（国際公共財）』という用語が使われておりました。それは「人類が共有する、あるいは共有すべきと考えられている空間や領域」、具体的には海洋や宇宙空間、サイバー空間といったものを指す用語です。これから戦争は、先ずコ

ンピュータ回線の中や宇宙空間から始められる。その状況が、日本国憲法が公布された七十年前には全く想定されていなかったにも拘らず、グローバル・コモンズにおける安全保障ガバナンスの在り方が七十年前の憲法に違反するか否かを云々する議論は、明らかに無意味であろうと語つておられたのです。

七十年前の竜宮城から手土産に持ち帰った玉手箱は、七十年前の世界をそのまま現代に伝えるためのツールです。今や現実の日本とそれを取り巻く対外環境は大きく変貌しており、出来得る限り早期に玉手箱を開けないと、開いた瞬間に我々は長い時間の流れに置き去りにされたと痛感する事になります。否、気付く事すら出来ないまま寿命を迎えるという、最悪の結末に至るのかも知れません。

七十年で大きく変わるものもあれば、七百年の時を経ても変わらないものもあります。平家物語に語られた、白河院の天下三不如意の内、「賀茂河の水」は今もゲリラ豪雨や竜巻、超大型台風として我々の心にはかなわぬものであり続けており、「山法師」も、宗教や民族性が異なる、荒ぶる近隣諸国の横暴に姿を変えて、埋まらぬ溝を深めております。残る一つ「双六の賽」も、たとえ心にかなわなくとも、振り続ける事が歩みにつながるものであるのを忘れてはいけないでしょう。

本年、我が国は大東亜戦争終結七十年の節目を迎える。天皇陛下の年頭の「ご感想」で述べられた「満州事変に始まるこの戦争の歴史を十分に学び、今後の日本のあり方を考えいくことが、今、極めて大切なことだと思つております」とのお言葉通り、京都府本部においては昨年、その戦争が風化してゆか

がらねばならない時もある。一回休みを余儀なくされる場合もあるし、いきなりの「上がり」はまずないとの覚悟が必要です。

此度の安保関連法制成立という前進は、PKO協力法の強行採決から概ね四半世紀の時間を要しました。四半世紀かけて小さく一コマ進んだ今、次の賽の目はどれだけの前進に繋がるか。いずれにせよ憲法改正という「上がり」には、この盤面上で到達出来る訳ではありません。憲法改正の秋が訪れて、その間にまた更なる社会の変化が生じるでしょう。我々はまた次の新たな局面の上で、不確定な賽を振り続けていかねばなりません。出来だけ大きな前進が出来るように、強く深い願いと祈りを込めて。

平成
27年度

活動 方 针

神道政治連盟京都府本部

ないよう、尊い命を落とされた多くのご英靈の顕彰に力を入れ啓発事業を展開してきた。「終戦の定義」については様々な考え方があるが、一般的には「八月十五日」を終戦の日としてきた。今年の八月十五日、終戦七十年を機に発出される安倍晋三首相の新談話は、「村山談話」を払拭した正しい歴史認識に基づいたものとなることが期待される。我々はこれを機に更なる啓発を図るべく、今まで恒例行として執り行つてきた戦歿英靈追悼慰靈祭や沖縄京都の塔英靈追悼行事、また靖國神社京都府出身戦歿者慰靈祭の厳肅なる斎行を始め、靖國訴訟に於ける傍聴券の獲得運動にも昨年度に引き続き意欲的に取り組む所存である。

併せて本年度は当本部創立四十五周年を迎えるにあたり、記念大会の挙行や記念事業も連携し実施してゆきたい。

北方領土をはじめ、尖閣諸島・竹島問題が深刻化し、確実な防衛体制と海洋資源の確保には現行憲法では対処し得ない現実を突きつけられ、かつては禁忌とされて忌避されてきた自主憲法制定（憲法改正）の論議が、民間の世論は勿論のこと、国会や政府でも積極的に検討され改正の現実味が増してきた。すでに国会では昨年、改憲憲法投票法が可決成立し、事前準備は整いつつあり、本年度は「京都府議会神道議員連盟」「京都市会神道議員連盟」「日本会議・京都」「美しい日本の憲法

をつくる京都府民の会」などの関係団体と連携し、天皇を戴く国柄として相応しい憲法改正を実現させるため機運向上に努めたい。また当会の付属団体である「京都の禊を語る女性の会」にも働きかけ、憲法改正には関心が薄いと思われる若い女性層をターゲットにした催しを企画開催し、次世代を担うリーダーの発掘、育成にも努めてゆきたい。

また、平成二十八年の夏は参議院通常選挙の年にあたる。丁度この時期は中央本部においても当本部においても三年任期の役員改選の時期にあたり、年度初めの七月早々から参議院選挙の対応に追われるという現状がある。出遅れにならぬよう本年度は早々に京都府議会・京都市会の神道議員連盟と協調して選挙対策委員会を立ち上げ、同一候補者支援団体とも協力体制を取りながら、署名活動・ポスター配布と掲示依頼・選車受入・演説会への参加と動員・電話作戦などの様々な準備に前回に増して早めに取りかかり、完全勝利に向けての準備を行いたい。

平成二十三年の東北地方太平洋沖地震発生以来、当本部として被災地への訪問や慰靈をしては急速かつ正確な情報を伝えることが使命とされており、ページの更新等の煩雑化が危惧されるが、担当役員の奮闘に期待したい。

周辺には何もない状態であり、高木美郎宮司の話によれば「震災前は全て住宅地であり氏子が生活されていた場所であった」とのこと。継続的な支援が必要であることを痛感すると共に、中央本部・近畿地区とも連携を取りながら引き続き心を寄せてゆきたい。

さて大所高所の政策も必要であるが我々を取り巻く地方情勢に目を転じると、郡部では急激に人口減少が進み中山間地においては氏神の維持管理にも事欠く地域さえもある。安倍政権における政府の地方創生施策には、瑞穂の国として氏神を中心としたコミュニティーを絶やすことのないようダイナミックな改革実現に向け神政連推薦議員や地方議連とも連携を取りしつかりと訴えてゆきたい。

当本部の広報事業については充実してきている自負する。昨年度から一新された「清政」を始め「せいせい瓦版」においても好評で、永年の念願であった当本部独自のホームページもほぼ出来上がった状態にある。また休止状態であった「京都の禊を語る女性の会」のホームページも復活、今後の展開が期待されるが、神政連が抱える諸問題については迅速かつ正確な情報を伝えることが使命とされており、ページの更新等の煩雑化が危惧されるが、担当役員の奮闘に期待したい。

「拉致問題解決への想い」

参議院議員 山谷えり子



昭和五十二年十一月十五日、新潟から当時十三歳の中学生だった横田めぐみさんが北朝鮮に拉致されてから、三十八年という年月が過ぎてしまいました。

平成十四年の日朝首脳会談で、北朝鮮が初めて拉致を認めた際の小泉訪朝により、同年十月十五日に北朝鮮による拉致被害者五名の方が帰国されました。あの日、政府専用機のタラップから蓮池薰さん、祐木子さん夫妻と地村保志さん、富貴恵さん夫妻、曾我ひとみさんの五人が下りてこられた光景に、重く閉ざされた扉がやっと開かれたような感覚を覚えたことを昨日のことのように思いだします。

しかし、当時北朝鮮は拉致を最初から認めたわけではありませんでした。何時間にもわたる両国の議論が一向に歩みよりも、昼休みに控室に戻った際、安倍官房副長官（当時）は、控室が盗聴されている可能性を意

識して、「金正日委員長が拉致に対する国家的関与を認め、謝罪をしないのであれば、平壤宣言への署名を考え直さなければなりません」と発言し、これがきっかけで北朝鮮が拉致を認め、五人の帰国へと結びついたのでした。

その後、御家族が帰国され、その他の拉致被害者の帰国も次々の実現すると誰もが期待をしていましたに違ひありません。

皇后陛下は、平成十四年に五名の拉致被害者が帰国された年の会見で「一連の拉致事件に関する」とお話しされました。

拉致被害者救出のシンボルで

あるブルーリボンは、近くで遠い国の関係である日本と北朝鮮の間で、空と海の青（ブルー）が国境無しに続き、拉致被害者ご家族が空を見上げて再会を

思っていることを意味しています。

私が国会議員を志した大きな

た人々の家族の気持ちを察するに余りあり、その一人の淋しさを思います」と仰いました。

帰国された際に曾我ひとみさんは「北朝鮮と日本は、飛行機で行けばたったの一時間足らずでいくことができます。だけど私は、二十四年間助けを求め

て、毎日、毎日暮らしていました。・・・まだ、私の母をはじめ拉致被害者の方々は、あの北朝鮮で月を見ながら、星を見ながら「いつになつたら、誰かが迎えに来てくれるんだろう」といつも思いながら待っていると思います・・・」とお話しされました。

担当大臣として、今年五月に訪米した際には、司法長官や国連の事務副総長らと意見交換をしました。

国際社会で拉致問題の解決を求める機運が、これまでになく高まってきております。

拉致問題担当大臣を離れても、引き続き一日も早い被害者全員の帰国のために、国民の皆さんとともに心を碎きながら、戦つていく所存です。

理由の一つが、拉致問題の解決でした。

家族会、救う会の皆さんと、会や街頭での署名活動など、どれほど長い年月、行動を共にしてきたことでしょう。

「対話と圧力」「行動対行動」の原則をもとに、昨春に日朝政府間協議を再開し、一年半が過りました。

拉致問題担当大臣を離れても、引き続き一日も早い被害者全員の帰国のために、国民の皆さんとともに心を碎きながら、戦つていく所存です。

会員大会

とき：平成二十七年六月二十四日
ところ：リーガロイヤルホテル京都

式典

副本部長の閉式の辞があり、国旗儀礼をもつて、第一部式典を終了した。



講師 文藝評論家小川栄太郎先生

憲法九条改正 講演会

我々は本当に「本気」なのか？

去る六月二十四日、第二十九回神道政治連盟京都府本部会員大会が多くのご来賓を始め、三百余名が出席して盛大に開催された。

第一部式典は、後藤副幹事長の司会により、国旗儀礼、花房副本部長の開会の辞、神宮遙拝、国歌斉唱と続き、林本部長により「教育勅語」が厳かに奉読された。

式辞では林本部長が「憲法改正もいよいよ実現に近づいてきた。神道精神を国政にというスローガンのもと、今後も氏神様を中心とした身近な問題にも注視しつつ、諸問題解決に取り組んで参ります」と挨拶した。

次に、由岐神社宮司森川順行、摩氣神社宮司上田榮英、三之宮役員竹之内實各氏に二十六年度功績者表彰、京都府議会神道議員連盟多賀久雄前会長に感謝状が贈呈された。次に、来賓が紹介され、長曾我部延昭神道政治連盟会長より鄭重なる祝辞を頂戴した。祝電披露の後、榎幹事長より会務報告、吉田

憲法改正でなによりも肝心なことは「腹を据え絶対にぶれない」ことです。改正の必要を本当に感じている人間はまだごく少数です。その人間が体当たりをしてまで通そうと思わない限り、扉が開くはずがない。その気迫があるのかというのが問題の第一歩です。

私がこの二三十年一番感じていることは、日本のエリートが戦略ということばを使うときはろくな事がない。絶対に実現したいという強烈な情念、情熱、強烈な目標がないのに、賢いひとたちが作戦ばかりたてる。使いたい物にならないし、国の運命は一向に定まらない。憲法改正も同じです。なぜ改正するのかを我々が腹に本当に落ちきつていなければ、改正の手段をいくら考えても仕方ありません。

・・・・・

改正派にとって、日本国憲法の問題というのは「権利そのもののがなっていない」ということです。まず、制定過程が全くナンセンス。日本国憲法にどれだけ手続き論があつて、



の条文は、一九二八年に結ばれた「パリ不戦条約」と「国連憲章」の二つの国際条約を混ぜたものです。ですから、国際標準の平和主義で、この一項こそが平和条項であり、日本の平和主義です。

一方、二項はこの七十年間、ずっと議論が紛糾してきました。「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」つまり、二項は戦力の保持を明確に禁じています。しかし歴代政府は、自衛権は国家に自明の権利として国際法を前提とした解釈をします。一方は、文字通りに解釈して自衛隊は、極力違憲だとみる。そうすると、この論争は永久に決着しません。

國の防衛は、最も重大な問題です。どちらが正しいではなく、極端な一八〇度違う解釈を許す条文です。極端な論争が起ること自体が今の日本の大きな危機なのです。九条を“改正すべき理由”はここにあります。

第一項の平和主義を守るために、わが国は自衛権を行使できる。というようなシンプルな二項にすれば今の論争はすぐに終わります。

護憲派は戦争法案が怖い、安倍政権が怖いと「怖い」を連発しています。

皆さま隣国を思い出して下さい。北朝鮮

は一九九三年以降、十五発弾道ミサイルを撃つて、三発は日本の上空を通過しています。平気でミサイルを撃つ国です。そして拉致問題は一向に解決しません。それどころか、今晩あなたのお子さんが拉致されない保障はどこにもありません。

中国も同じです。国防費は冷戦が終わってから二十五年で三十倍です。このままでは七年以内に日本の十倍になる日がきます。そうなると絶望的な軍事格差ができます。すでに自衛隊機の緊急発進は増え続け、冷戦の最悪の時期と去年がほぼ同じ回数です。軍事力の格差が開けば開くほど、彼らの挑発がより本格化することは統計上確定しています。その状態が全く報道されないので、アメリカの戦争に巻き込まれるかだけが争点になつている。ほんとうに恐ろしいことです。

我々は国民のみなさまに“何が本当に怖いのか”を思い出してください、「その怖い状況を予防して、お子さんやお孫さんを守つてもらうためには、九条二項があると自衛隊ががんじがらめで動けない。自衛隊に国を守る仕事を、責任をもつてやってもらうためには、どうしても足かせを取らなければいけないんだ」という、“九条二項改正にしぼった話”を中心にしていくべきではないでしょうか。

では、二項はどう違うのか。一項では、一項と二項はどう違うのか。一項では、二項はこの七十年間、ずっと議論が紛糾してきました。二項は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。つまり、二項は戦力の保持を明確に禁じています。しかし歴代政府は、自衛権は国家に自明の権利として国際法を前提とした解釈をします。一方は、文字通りに解釈して自衛隊は、極力違憲だとみる。そうすると、この論争は永久に決着しません。

では、どのように九条を変える議論を国民に浸透させれば良いのでしょうか。

まず、「九条が一項と二項に分かれている、全然違う条文だ」ということを 국민に知つてもらうことです。国民のほとんどは知りません。だから九条イコール平和主義なのです。このことを一億人の国民に知つてもらわなければ話になりません。

では、一項と二項はどう違うのか。一項

(神尾和俊)

美しい日本の憲法をつくる京都府民の会設立総会

神社人の憲法改正運動について

全国的に憲法改正の気運が高まる中、京都においてもその実現に向け積極的に運動を展開しようと、去る七月五日、リーガロイヤルホテル京都において「美しい日本の憲法をつくる京都府民の会」設立式典が開催された。当本部林秀俊本部長も設立準備委員会の委員長として、設立業務に携わった。

式典には、神政連を始め、神社庁と各種関

係団体、日本会議、自民党京都府連、各種宗教団体や自衛隊関係者などが相集い賑々しく設立総会が開催された。当初事務局では最大五百人程度の参加者を見込んでいたが、蓋を開けてみると五五〇名以上の参加者を得ての盛況となつた。設立にあたり、共同代表として京都大学名誉教授の中西輝政先生が選出され、林本部長も企画委員長として参画することとなつた。

式典終了後には、桂福若師匠の落語「誰でもわかる憲法の話」と、歌手山口采希さんによる唱歌などのミニコンサートが行われた。

今後当会では、来年の参議院選挙に合わせて行われるであろう「憲法改正の是非を問う国民投票」に向けて、啓蒙および署名運動を開していく。



さて、先般安倍内閣は安保関連法案を改正した。この法改正に反対を叫ぶ人々は、「平和憲法の改悪だ」と連日激しい抗議行動を開いた。今後も憲法改正の論議が深まるにつれ、「憲法は一字一句変えてはならない」と信じる人々の抵抗は激しさを増すだろう。

昭和四十九年に元神宮少宮司であり斯界でも屈指の論客であった故掛正浩先生が神社新報に寄稿された一文が『神國の理想』（日本教分社）に掲載されている。今から四十年も前の文章であるが、刮目する名文である。神社人が憲法改正を考えるとき、よそがにればとの思いでその一部を紹介する。



現行憲法は、戦後GHQが発した神道指令に統いて一年後に公布された。その目的は「日本本の伝統的な国体を破壊し、日本人の精神的弱体化をはかる」ことにあつたことは明らかである。果たしてわが「国体」つまり「國のかたち」は、根本からひっくり返された。建国以来天壤無窮の神勅によつて萬世一系の天皇が統治し給い、皇室を中心常に常に国民の公務である宮中祭祀は、天皇家の私的祭祀に矮小化され、民間に於いても首長の例祭参列や地鎮祭などの伝統習俗的な祭祀が、偏狭な思想によつて自治体などから排除されている。神社界はこういつたわが国の伝統的国柄に反した憲法は制定当初から容認していない。しかし昨今の風潮は、憲法改正右翼・戦争賛美とのレッテルを貼られがちで積極的な関与は尻込みする向きもある。

昭和四十九年に元神宮少宮司であり斯界でも屈指の論客であった故掛正浩先生が神社新報に寄稿された一文が『神國の理想』（日本教分社）に掲載されている。今から四十年も前の文章であるが、刮目する名文である。神社人が憲法改正を考えるとき、よそがにればとの思いでその一部を紹介する。

平和・憲法・神社人

——ルーベンの会議から帰つて——

幡掛正浩

*ルーベンの会議とは、昭和四十九年にペルギーのルーベンで行われた第二回WCR（世界宗教者平和会議）世界五〇カ国約四〇〇名の宗教者が集い開催された。

職業平和屋や、平和勢力といった猛々しい人種の専売では無い。地上の生類が、まさか違えば絶滅もされかねまじき原爆水爆さては細菌兵器といったものが現れてきた現在、「平和」への努力は今や国境を越えて万人に課せられた至上命令と言つても過言ではない。

平和は、それ自体追究される価値があるのか——これは大変ムツカツイ問題であつて、「戦いは創造の母」と言つたヘラクレitusのギリシア以来、カントの『永遠平和』まで、異論もあれば反論もある。哲学的な問題としては、未だそれは解決すみとは言い難い。価値論としては、或は永遠の問題と言つた方がよいかも知れぬ。現に今度のルーベン会議に参加したある回教徒指導者の如きも、「もしも、それがコーランの教える真理に反するものであれば、敢て我々は戦うことも辞するものでない」と言つている。

だが、軽薄な日本の言論界では困ることが多い。それは、この平和が「至上命令」になると共に、自分たちと異なる思想信条の持ち主を、すぐさま「戦争につながる」とコジッケ、ねじまげ、短絡し、それをやつつけようとする風潮がはなはだ熾烈だからである。

その彼等が、常套として用いるものに「日本國憲法」がある。この憲法は、彼等によれば平和憲法であり、平和をねがう程のものなら、当然自明、この憲法の擁護者でなければならぬ。サア、お前はどうだ——といつた論法である。あたかもそれは、十字架を踏絵として信者非信者を裁いた、往時の長崎役人に等しい感がせぬでもない。

たしかに、日本國憲法には平和への希望が書いてある。だが、ありていにこの「憲法」の素姓本体を知る者にとっては、その中に書き込まれた或る種の平和文字は、到底、崇高にして強韌なる精神に支えられて出来ているものとは受け取り難い。神社界の意味での平和をのぞむことは、何も

は、かねて、この憲法に不信を表明し、それは独立国の自主の精神によつて成立したものではなく、いつの日にかほ自國の歴史と伝統の中から生え出たものによって取つて代られねばならぬとしてきた。ではいつたい、神社人が拠りどころとする平和のプリソシブル（原理）は何であるのか。

我々は躊躇することなく、それは我々の斎きまつる天地八百万神の御心であり、それを総合し統一し、体現伝統せられたつた皇室のご精神であると言つことが出来る。端的に「大御心」と言つて不可なかろう。ルーベン会議の開幕をかぎつた「平和の祈り」で、わが加藤代表が、おごそかに明治さまと今上さまの御製を告りごちせられた姿は、何にもましてあざやかにこれを印象づけるものであった。

平和は敗者弱者の哀求ではない。まして、手段とも目的ともつかぬ政治のスローガンではない。我々の抱るべき平和の原理は、素姓怪しき日本國憲法などという低次元のものではなく、はるかに崇高にして深大なる、わが皇室の伝統と精神の中にある。「平和憲法」の踏絵をつけられて、まさかたじたじする我徒もあるまいとは思うが、念の為、そんなものは胸を張つて踏めばよいとだけ一言しておく。（以降省略）

会員の紹介

京都府議会神道議員連盟 京都市神道議員連盟



京都府議会
近藤永太郎先生



神道政治連盟京都府本部の皆様方におかれましては、日頃から日本文化・伝統・歴史を正しく伝える活動に精力的に取り組まれておられますこと、併せて京都府議会神道議員連盟に対しましても温かいご指導、ご支援を賜っておりますことに、心より敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

さて、私は四十年にわたり幼子と生活を共にし、「心」豊かな子供たちを育む現場に携わって参りました。また平成十年からは府議会議員として、歴史・伝統に育まれた文化の都「京都」を未来に繋げ発展させる議員活動等に取り組んでおります。

近年、我が国は世界で最も豊かな国の一につになり、世界で子供の教育の最も力を入れる国ともなってきた一方で、少子高齢化、人口減少の進展に伴い、我が国が悠久の歴史の中で育んできた「人」と「人」とのつながりや、地域社会の「絆」が希薄化するといった危機が進みつつあります。こうした状況を脱却し、先人が築いてこられた素晴らしい日本人の魂・日本の「心」「絆」、「文化」、「伝統」といったことを次代を担う子供たちにもしっかりと伝えていくよう、歴史と伝統ある京都府議会における議員としての貴重な経験を最大限活かし、また幼児教育に携わる者として、「人」を守り・育て・活かすという取組を基本に一層邁進してまいりたいと考えております。引き続き御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが神道政治連盟京都府本部の皆様方におかれましては、先の統一地方選において多大なる御支援を賜りましたことに対しまして感謝を申し上げます。

〔近藤先生は本年度より京都府議会神道議員連盟会長に就任されました〕

京都市会
井上与一郎先生



今年は大東亜戦争終結七十年の節目にあたり、神道政治連盟京都府本部の皆様におかれましては何かと多忙な活動に追われてはいることと存じます。京都が世界に誇る文化や、先人たちが築いてこられたご英靈の尊い犠牲の上にあることを多くの人に伝え、先人から受け継いだ痛ましい戦争の記憶を共有して未来に繋いでいかねばならないと考えています。

私がこれまで力を注いだことの第一は「青少年の健全育成」です。次代を担う子どもたちを大切に健全に育てることは極めて大切です。次に「環境改善の取り組み」で、風致や景観、自然や緑を守る活動の推進です。これらはいずれも人間社会の大切な文化や伝統や精神的な価値の大切さを継承するものです。

私は現在、自民党市会議員団団長、また、愛宕神社の責任役員を勤めさせていただいております。このため、今後とも神道政治連盟の皆様にご指導を賜り、日本人の心を大切にして、これらの課題に前向きに取り組んでまいります。

平成 27 年

- 6月 27 日 平成 27 年度第 1 回代議員会 62 名出席〈於 京都府神社会館〉
- 7月 5 日 美しい日本の憲法をつくる京都府民の会設立総会(以下「美憲会」)〈於 リーガロイヤルホテル京都〉
- 7月 11 日 京都市会議員寺田一博を囲む会 林本部長梶幹事長出席〈於 京都ブライトンホテル〉
- 7月 15 日 丹波五支部連合会総会 林本部長出席〈於 三和荘〉
- 7月 25 日 衆議院議員安藤ひろし政経フォーラム 本部長出席〈於 ホテルグランヴィア京都〉
- 7月 22 日 教化委員会並び関係団体代表者懇話会 本部長以下 3 名出席〈於 京都府神社会館〉
- 7月 24 日 京都市上支部総会 林本部長出席〈於 京都ブライトンホテル〉
- 7月 25 日 衆議院議員安藤裕国政報告会 本部長〈於 ホテルグランヴィア京都〉
- 7月 26 日 参議院議員西田昌司ピアパーティ 林本部長以下 3 名出席〈於 リーガロイヤルホテル京都〉
- 〃 京都府会議員能勢昌博ピアパーティ 梶幹事長出席〈於 京都タワーホテル〉
- 7月 31 日 靖国訴訟第 7 回口頭弁論 林本部長以下 5 名出席〈於 大阪地方裁判所〉
- 8月 1 日 衆議院議員田中ひでゆき君と共に語る集い 林本部長出席〈於 ホテルグランヴィア京都〉
- 8月 3 日 念法真教立教 90 周年報恩大法要 本部長〈於 総本山金剛寺〉
- 8月 4 日 世界平和の祈りの集い 林本部長参列〈於 比叡山延暦寺〉
- 8月 8 日 衆議院議員伊吹文明政経文化懇談会 梶幹事長出席〈於 京都国際会議場〉
- 8月 15 日 終戦記念日の集い 中嶋事務局長参列〈於 靖國神社〉
- 8月 17 日 三役会計事務局長会議〈於 京都國學院〉
- 8月 22 日 丹後六支部連合会総会 林本部長出席〈於 みなと悠悠〉
- 8月 26 日 神道政治連盟近畿地区協議会 梶幹事長・室川会計責任者・中嶋事務局長出席〈於 生田神社〉
- 8月 27 日 英靈にこたえる会運営委員会 中嶋事務局長出席〈於 京都府遺族会館〉
- 8月 29 日 中支部神社総代会総会〈於 金刀比羅神社会館〉
- 〃 山城四支部連合会総会 林本部長出席〈於 はなやしき浮舟園〉
- 9月 5 日 美憲会 第 2 回企画委員会 林本部長以下関係者出席〈於 上賀茂神社〉
- 9月 8 日 監査委員会 本部長以下 8 名出席〈於 北野天満宮〉
- 〃 京都府本部役員会 24 名出席〈於 北野天満宮〉
- 9月 11 日 自民党京都府連寺田幹事長・大島事務局長面談 林本部長〈於 自民党府連会館〉
- 9月 14 日 第 44 回交通慰霊祭習礼 8 名出席〈於 京都國學院〉
- 9月 24 日 第 44 回交通慰霊祭祭典奉仕並び助勢〈於 西陣織会館〉
- 9月 26 日 平成 27 年度第 2 回定例代議員会 52 名出席〈於 京都府神社会館〉
- 〃 第 41 回京都府神社庁神職大会 林本部長出席〈於 京都ブライトンホテル〉
- 〃 自由民主党京都府連会政経文化懇談会 3 名出席〈於 京都国際会館〉
- 9月 28 日 大阪府本部主催大東亜戦争終結 70 年洋上慰靈祭 林本部長参列〈於 太平洋上〉
- ～ 30 日
- 9月 28・29 日 綴喜神社総代会総会 梶幹事長出席〈於 下呂温泉〉
- 9月 29 日 京都府神社庁神宮大麻曆頒布始奉告祭 関係者参列〈於 京都府神社会館〉
- 〃 第 25 回神宮大麻頒布増強推進懇談会 関係者出席〈於 京都府神社会館〉
- 10月 2 日 英靈にこたえる会京都府本部第 39 回定期総会 林本部長以下 25 名出席〈於 新都ホテル〉
- 〃 美憲会第 3 回企画委員会 林本部長以下関係者出席〈於 新都ホテル〉
- 10月 5 日 前京都市会議員さくらい泰広君を励ます会 林本部長以下関係者出席〈於 左京区田中神社〉
- 10月 7 日 神政連滋賀県本部大東亜戦争終結 70 周年記念時局講演会 林本部長出席〈於 栗東さきら〉
- 10月 9 日 京都府遺族会役員面談 林本部長〈於 府遺族会館〉
- 10月 14 日 神道政治連盟役員会 林本部長出席〈於 神社本庁〉
- 〃 神道政治連盟選挙対策会議 林本部長出席〈於 神社本庁〉
- 10月 19 日 自民党京都府連大島事務局長面談 林本部長〈於 自民党府連会館〉
- 10月 21 日 終戦 70 年第 21 回全国戦没学徒追悼式典 林本部長参列〈於 淡路島若人の広場公園〉
- 10月 23 日 靖国訴訟第 8 回口頭弁論(最終) 林本部長以下 5 名出席〈於 大阪地方裁判所〉
- 10月 29 日 日本国議・京都総会並び憲法改正研修会 林本部長以下関係者出席〈於 京都府神社会館〉
- 〃 美憲会第 4 回企画委員会 林本部長以下関係者出席〈於 京都府神社会館〉
- 11月 4 日 京都の躰を語る女性の会提言者会議 提言者及び担当者 6 名出席〈於 北野天満宮〉
- 11月 5 日 洛北支部総代会総会 林本部長出席〈於 京都ブライトンホテル〉
- 11月 10 日 「今こそ憲法改正を! 武道館 1 万人大会」林本部長以下関係者出席〈於 日本武道館〉
- 11月 17 日 京都府神社庁新嘗祭参列〈於 京都府神社会館神殿〉
- 11月 20 日 京都府戦歿者英靈追悼慰靈祭並びに時局講演会〈於 京都ガーデンパレス〉
- 〃 清政 5.9 号発行

御朱衣を拝」

タやみのせまる田に入り稔りたる稻の根本に鎌をあてがふ

天照大御神は「高天原で神々が育てた稻穂を地上にも稔らせて、高天原のような豊かな国にしなさい」と仰つて、瓊瓈杵尊に稻穂をお与えになりました。これは、「斎庭の稻穂の神勅」と申し上げ、「天瓊無窮の神勅」「宝鏡奉斎の神勅」とともに、天孫降臨の際に皇孫が賜った「三大神勅」と申し上げます。天照大御神から賜ったこの稻穂がわが国の稻作の原点であり、同時に稻作は神道の原点です。瓊瓈杵尊は国民に稻穂を分け与えて田作りをすすめました。

かつて稻作は、人々の生活そのものでした。春に米の豊作を神に祈り、秋には収穫した米を神々に奉り稔りを感謝する。日照りや長雨で稻の生長が芳しくないときにも神に祈り、正月には餅を鏡になぞらえ神を招きました。大切な米の収穫を左右する神まつりは「まつりごと」、すなわち天皇の我が國統治、国土経営の根幹、つまり「政治」だったのです。

天皇陛下自らが田を植え稻穂を刈り取られる行事は、昭和二年、昭和天皇がお始めになりました。深い思し召しがあってのことと拝察申し上げます。天皇が、祈りとともににお育てになつた稻は、伊勢神宮の神嘗祭、宮中での新嘗祭にお供えされます。

憲法改正を声高に反対する人達がいる。彼らは何故に現憲法に固執するのか。それほどに普段から遵法精神が高いのか。精神分析学者の岸田秀は、「日本人にとつて憲法改正がタブーなのは、それがニセ物である証拠。意識的に偽りの理由を持つてるので、その理由に断固として固執する。つまりニセ物であるが故に変えられないのだ。」「今の憲法は日本人の行動を決定している本当の法ではない」と看破している。つまり現憲法がニセ物だと意識しているからこそえることはタブーだと感じてしまうらしい。それじや、われわれと本音はおんなじだ。ニセ物はニセ物と素直に認めようじゃないか。

(史)

編集後記



神道政治連盟京都府本部会報

清政 第59号

発行日：平成27年11月20日

発行所：神道政治連盟京都府本部

〒616-0022

京都市西京区嵐山朝月町68-8

電話 075-863-6677

編集協力：テンセイ・コモンズ